旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

(二)　登録番号　長野県知事登録旅行業第三―一五九号

(三)　商号　株式会社信州トラベル

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　長野県小諸市大字三丁目一番一四号　トラベル太郎

(五)　営業所の名称及び所在地　本社営業所　長野県小諸市大字三丁目一番一四号

(六)　旅行業の登録年月日　平成二十一年三月二十四日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十六年十二月五日、旅行業協会の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引によって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の規定に基づく最初の認証の申出があった日を経過した日までになされた認証の申出で当協会の保証社員であった期間におけるものとみなします。

平成二十六年十二月二十二日

東京都港区虎の門四丁目一番一〇号　田中山ビルディング

一般社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年 12 月 22 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社トラベルマン　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3303号　④株式会社トラベルマン　東京都新宿区西新宿七丁目５番６号　代表取締役　木口豪　⑤本社営業所　東京都新宿区西新宿７丁目５番６号新宿ダイカンプラザ756ビル1103号　⑥平成５年10月25日　⑧平成26年10月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区西新宿七丁目５番６号　株式会社トラベルマン　代表取締役　木口豪

旅行業協会弁済業務保証金の還付請求公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第九条第一項の規定により、旅行業法第22条の12第１項及び旅行業法第22条の15第１項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

四　当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は、認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十六年十二月二十二日

東京都港区虎の門四丁目一番一〇号　田中山ビルディング

一般社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及びその住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年 12 月 22 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①レインボー食品株式会社　②第２種旅行業　③広島県知事登録旅行業第２―330号　④レインボー食品株式会社　竹原市忠海中町一丁目１番25号　代表取締役　桑木幸晴　⑤本社営業所　竹原市忠海中町一丁目１番25号　⑥平成13年７月１日　⑦平成26年10月10日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①北港ツーリスト　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２―541号　④福島嘉雄　大阪市東淀川区菅原６丁目11番３号　⑤本社営業所　大阪市東淀川区菅原６丁目11番３号　⑥昭和44年４月３日　⑦平成26年11月18日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ぽけかる　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―6077号　④株式会社ぽけかる　東京都中央区日本橋箱崎町20番１号　代表取締役　鈴木道男　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋箱崎町20番１号　⑥平成20年８月19日　⑦平成26年11月12日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①株式会社布施観光　②第２種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第２―123号　④株式会社布施観光　長岡市緑町二丁目３番４号　代表取締役　布施達彦　⑤本社営業所　長岡市緑町二丁目３番４号　⑥昭和50年12月５日　⑦平成26年９月24日　新潟県知事登録旅行業第３―123号　⑧160万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング

一般社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博